

イベントレポート

580人が集結したオンラインイベント
特定生殖補助医療法案の修正を求める当事者たちの声(後編)

#特定生殖補助医療法案の修正を求めます

【緊急開催】 特定生殖補助医療法案の見直しを求める緊急オンラインイベントまとめ～後編～



特定生殖補助医療法案の修正を求める会
2025年5月12日 22:00

2025年4月9日、特定生殖補助医療法案の見直しを求めて有志で緊急のオンラインイベントを開催し580人もの参加がありました。有識者の方にもご参加頂き、短い時間ではありますがこの法案の問題点について語って頂きました。そして何よりも、さまざまな立場の当事者の方々の想いを共有していただいたことで非常に有意義な集会となり、参加者の方々からのメッセージやQ&Aにもお答えすることができました。

参加しなかったけれど、残念ながら当日の参加が叶わなかった方々や、これから本法案について取材や報道を予定されているメディアの方々を含む、より多くの方々に問題提起を知ってもらうためにも、登壇者のみなさまの了承を得てnoteにて公開させていただく運びとなりました。

登壇内容は、前編・後編に分けて掲載し、それぞれ9名ずつ、当日お話しいただいた内容をご紹介します。

▼ 目次

当日ご登壇いただいた皆様

◆精子提供で現在妊娠中の女性カップル当事者

◆長村さと子（一般社団法人こどもまっぴ代表理事）

◆福田和子（なんでないのプロジェクト）

◆白井千晶（静岡大学人文社会科学部）

◆藤田圭以子（糸氏クリニック産婦人科医師）

◆中塚幹也（岡山大学教授）

◆えす（リプロ・アクセス東大有志）

◆井田奈穂（一般社団法人あすには代表理事）

◆佐藤倫子（弁護士）

すべて表示

当日ご登壇いただいた皆様

◆精子提供で現在妊娠中の女性カップル当事者

はじめまして。私からは第三者提供で妊娠した当事者の立場からお話をさせていただきます。

私は現在妊娠5ヶ月で、6年連れ添った女性の同性パートナーと子どもを持つことを望み、第三者提供の精子で生殖補助医療を受けました。この法案が成立したら生涯にわたって子どもを持てなくなると思い、昨年11月に妊活をスタートさせました。治療を始めた時点ですでに各党で法案の了承が進み国会提出目前の段階にあったため、妊娠が先か法案の成立が先か毎日不安な思いを抱えながら治療を進めました。このまま法案が成立した場合、お腹の子に万が一のことがあったらと、妊娠初期に大量出血で切迫流産の状態にあった経緯もあり不安と絶望感に包まれそうな思いです。この法案が可決されたら、医療を受けて子どもを設けることが二度とできなくなってしまうです。

子どもの福祉の観点から、出自を知る権利を保障することはとても大切なことだと思っています。ですが、なぜその法案で結婚していない人を医療の対象から外し、罰則規定まで設けられる必要があったのでしょうか。私からは、この法案は、同性カップルや選択的シングル、事実婚夫婦に限らず、全ての女性の生殖にまつわる権利を侵害する法なのではないかということを強く訴えたいと思っています。現に今子供を持ちたいと思う同性カップルは本当にたくさん存在します。選択的シングル、事実婚夫婦の人たちも同様だと思います。そんな人たちの思いが、この法案によって閉ざされてしまいます。

法案附則には5年をめどに対象者の制限を検討すると書いてありますが、妊娠・出産にまつわる年月は二度と巻き戻せないものです。この期間を失ったがばかりに子どもを設けることができなくなる。そんな人たちがたくさん出てし

まうと思います。また、第三者提供で、医療を受けて生まれた子どもたちも今たくさん誕生しています。どうかその子どもたちが偏見や差別の目にさらされぬよう、産みたいと思う人が安全な医療にかかれるよう、また出自を知る権利が十分に保障されるよう早急に法案の見直しを行ってほしいと当事者として強く願っています。

◆長村さと子（一般社団法人こどもまっぷ代表理事）



こんばんは、一般社団法人こどもまっぷの代表理事の長村さと子と申します。本日は、LGBTQの妊娠・育児をサポートする私たちの団体の活動とその現状について、今どうなっているかについてお話させていただきます。

私たちは設立から11年経ち、この6年間は特に、女性カップルの人たちや、自ら子どもを持ちたいと望む女性たちへの支援に力を注ぎできました。これまで私たちの団体を通じて子育てを希望する方々から、1000組以上の相談をいただいており、実際に妊娠に至った方や、困難な状況に直面し諦めざるを得ない方々など思いは様々です。その相談の数は本当に日々増加しております。特に30代半ばの方々が多く、彼女たちは夢を叶えられないかもしれないという恐怖や不安を抱えてこられています。先ほどお話したみきさんもその一人でした。私たちの支援活動の中には、特に海外の精子バンクであるクリオスを通じた生殖補助医療を希望する同性カップルやシングルの方々に対して、本来学会のガイドライン上は受けることのできない治療医療機関に橋渡しを行ってきました。

今日の出席は叶いませんでしたが、元クリオスの伊藤さんと共に活動してきましたので、伊藤さんの代わりにもお伝えします。

クリオスを日本で利用した方々は800組で、そのうちの350組が妊娠の報告をしています。利用者の中で単身女性つまりシングルの方々が過半数を占め、男女の夫婦が3分の1、女性カップルが2〜3割を占めております。利用者の70%が身元開示ドナーを選択しており、子供の出自を知る権利が保障されています。クリオスを利用しない同性カップルの中でも、ドナーとの関係に悩まれている方々が最近では増えています。今後は個人間の関係しか望めず、医療にアクセスできない状況が多くなり、一体どうしたらよいのかという声が非常に多く寄せられています。現在、多くの治療中の方々は本当に苦しんでおります。このよ

うな法案になってしまった時に自分たちはどうなってしまうんだろうという気持ちを持っています。どんな形でも子どもを持ちたいという必死な思いから、本当に危険な状況に巻き込まれてしまった方々もいます。それでもなお、子どもを望む気持ちを持つ方々は増えているので、その気持ちを止めることはできません。いつ誰と結婚するのか、子どもを持つならばいつ、誰と、どのような方法で子どもを持つのかなど、自分自身で選択をできるということは、本当に重要なことです。これには必要な情報や医療サービスを受けられて差別を受けない権利が含まれています。私たちは本当に安心して妊娠、育児に向き合える社会を実現するために、この法案の修正を心から願っております。

◆福田和子（なんでないのプロジェクト）



皆さま、こんばんは。なんでないのプロジェクトの福田和子と申します。私たちは日本でSRHR・性と生殖に関する健康と権利が実現されるためにずっと活動をしてまいりました。

SRHRの1番の基本は、マイボディ、マイチョイス。自分の体は自分のものということです。SRHRは今からちょうど30年前、1995年、北京で開催された第4回世界女性会議で国際的に確立されたと言われています。それまで性と生殖に関することは、国家による管理が当然のようになされていました。でもそうではなくて、個人の自己決定、権利の問題だよねと大きなパラダイムシフトが起きたわけです。その時に、どのような文章が日本政府も含めて採択されたのかというと、このような文章になっております。

SRHR・リプロダクティブライツは、全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時期を責任を持って自由に設定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利と書いてあります。また、その権利には、それを行行使する際に差別を受けないこととあります。まさに、今回の法案のように、法律婚をしていない人やできない人、例えば、戸籍が女性同士のカップルであったり、事実婚をしている人が外れてしまうことは、まさに差別に該当すると思います。

また、この権利を行行使するにあたっては、現在の子どもと将来生まれてくる子どものニーズ、及び地域社会に対する責任を考慮に入れなければならないとあります。これらの権利を責任を持って行使できるように推進することが、政

府の責任として書かれているわけです。この文章に対して、日本は30年前からすでにちゃんとやりますと言っていると。しかし、今行われて起きていることは正反対のことですよね。毎日のように少子化という言葉聞き、一方で、異性愛者で法律婚する人には、マッチングアプリに何億も投資されて出産が奨励されている一方で、法律婚ができない状態にある人、望まない人に対しては、出産をする選択肢を奪いそうになっている。本当に許されないことだなと思います。

また、日本では、昔も今も未来もこれまで、優生保護法において障害者における強制不妊手術がされていたり、性同一性障害特例法では生殖機能をなくす必要がまだ述べられていて、違憲とされてはいますが直ってはいない。

昨年行われた女性差別撤廃委員会の中では、これらもリプロダクティブヘルスライツの侵害であると言われています。これまでも、そのような侵害差別をしてきて、さらにこれから、SRHRに背く差別的な法律というのを作ってしまうこと、本当にあってはならないことだなと思います。

今年は北京会議から30年ということで、3月に国連女性会議がニューヨークで開かれ、30年を記念する場となりました。そこでは、政治宣言が日本も含めて採択されましたが、その政治宣言の中にはこの北京行動旅行について実施をしていく、加速していくと書いてあります。なのに、実際には、もはや正反対のことをしているのは本当に許されないし、声を上げなきゃいけない。自分たちのニーズや当事者のニーズ、SRHRに基づいて、この法案が見直されることをSRHRに取り組んできたものとして訴えたいなと思います。

◆ 白井千晶（静岡大学人文社会科学部）



静岡大学の白井千晶と申します。家族社会学の教員をしております。いわゆる、遺伝的つながりがない親子関係の研究をしており、この分野と同時に、養子縁組や社会的擁護の研究をしています。

その観点から、この法案の大きな課題だと考えるのは、配偶子提供で生まれた人だけが、極端に知る権利が剥奪されている状態にあるということです。養子縁組は、縁組の時点で互いの個人特定情報や背景などを知ることができます。開示されないこともあり縁組にも課題はありますが、少なくとも法制度で

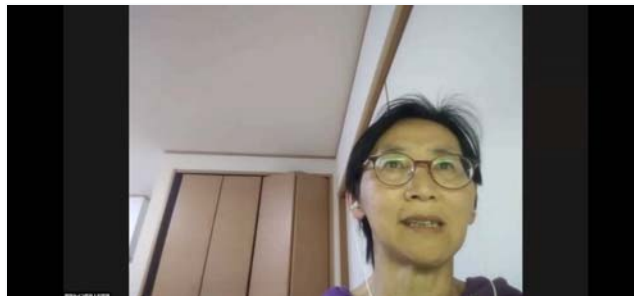
担保されています。

ステップファミリーなど親が離婚している場合も、制度上、遺伝的つながりのある人のことを知ることができます。しかし、この配偶子提供の場合は、情報が制限されているだけでなく、知ることができる期間も制限されています。つまり、成人するまで限られた情報にさえアクセスできないということです。それらの根拠は明確ではなく、妥当性もありません。

さらに、これまで皆さんがお話しいただいていますように、婚姻の有無や性的指向など特定の属性によって配偶子提供の対象から制限されています。特別養子縁組と同様に、属性ではなく親になる意思や準備状況など、一人一人丁寧に判断されサポートされるべきだと思います。国外犯規定とも読める罰則規定についても、日本国籍者が合法的に外国で居住者として実施するなど、グローバル化した社会ではこの法案は現実的ではなく、またこうした介入に妥当性があるとも思えません。出自を知る権利が担保できるように、あえて外国での実施をする人もいます。

何より、これから生きていく当事者が立法過程に加わるべきだと思います。20年間、棚晒しになっていましたが、再度政府による委員会を設置するなど丁寧な議論が必要だと思います。

◆藤田圭以子（糸氏クリニック産婦人科医師）



2022年から生殖医療は保険適用になりました。ただ、この保険適用の医療を受けられるのは婚姻男女カップルのみです。マジョリティであれば利用できる医療ですけれども、マイノリティカップルはこの医療は使えません。これは明らかに性的指向、性自認に対する差別だと私は思います。そして、自然妊娠で生まれた子どもたちは、親のことをいつでも知ることができる。しかし、精子提供で生まれた子どもたちは、自身のルーツにつながる人について、自分の知りたいタイミングで知ることができません。これは子どもの権利が全て剥奪されている法律だと思うので、この法律は本当に見直すべきだと思います。

現場の話になりますが、最近、私の診療所や行政の相談窓口で、相談を受けているのですが、バタバタと慌てて不妊治療する人が増えています。法案のせいで、「時間がない」と焦って、自分の体に負担をかけてでも子どもを望むマイノリティが増えていて、とても心配しています。

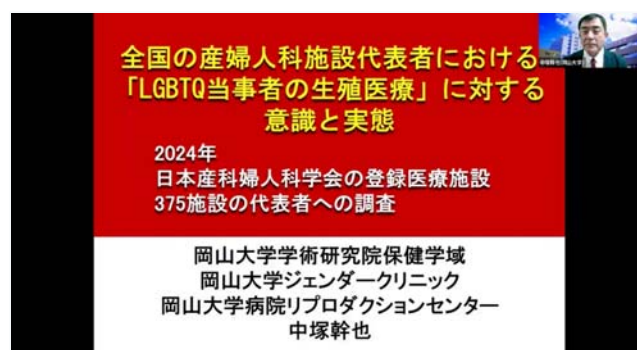
私は産婦人科の現場にいますが、他の産婦人科の医師に、こんなダメな法律が作られているのを知っていますかと聞いて回っています。実際には、産婦人科で生殖をしている先生も、生殖をやっていない先生も知らない。現場の人間なのに知らない産婦人科医が本当に多いんですね。現場の人も知らない、当事者も知らない。知らない人たちばかりで法案が作られています。マイノリティカップルに対して、家族を作るとをサポートすると刑罰にあたるような法案が見直されることを切に願います。

◆中塚幹也（岡山大学教授）

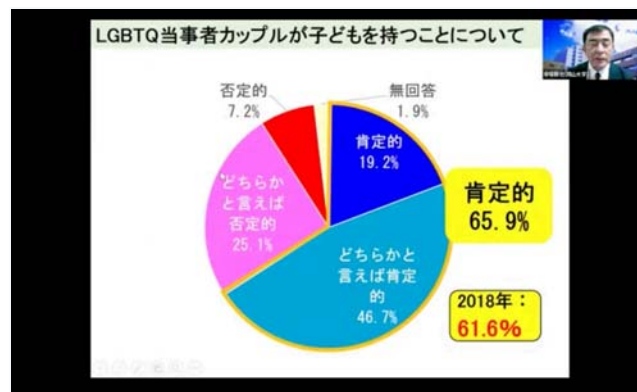


岡山大学のジェンダークリニックで、トランスジェンダーの方、性別不合、性同一性障害の方たちの診療をずっとしています。その中でお子さんを持つ方もおられます。それから、研究者としては「生殖医療と倫理」の研究をしています。

今回は、最近のデータをご紹介しながらお話ししたいと思います。

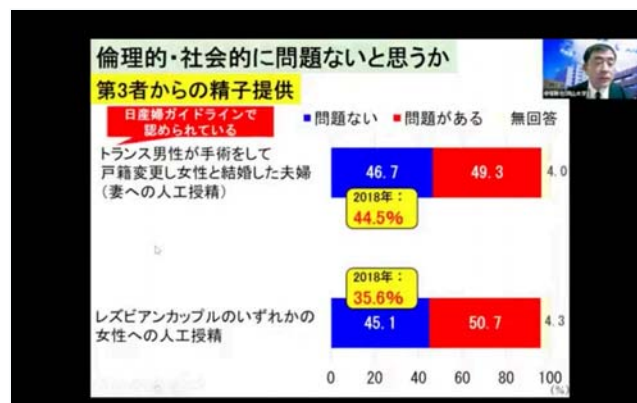


2024年に実施された、産婦人科の医療施設375施設の代表者を対象とした調査があります。施設の代表者ということもあり、男性が多く、年齢が高い方たちですから、比較的保守的な方達がどのように回答したのかを、ご覧いただければと思います。

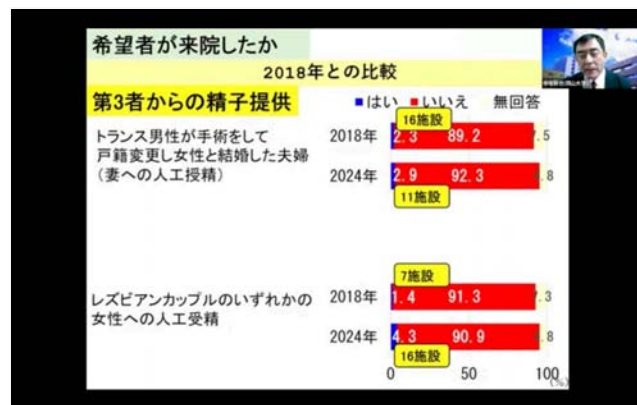


LGBTQのカップルが子どもを持つことに関してということで言うと、このように、比較的肯定的な方が多いことが分かります。2018年の調査よりは、肯定的な方も増えてきていることも分かっていただけたと思います。

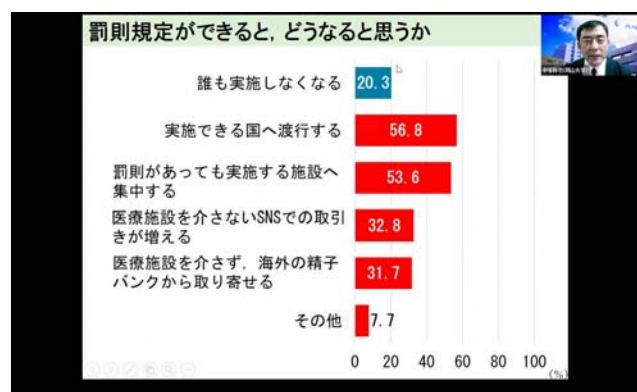
我々の外来に来られる方で、身体は女性として生まれたけれど、自分は男性であると認識して生きているトランス男性の方は、女性と結婚して子供を持つ場合、精子がないので、妻が提供精子による人工授精をします。これは、日本産科婦人科学会ガイドラインでも認められていることです。



「これが倫理的・社会的に問題ないと思うか」と産婦人科の施設代表者に聞くと、46.7%ぐらいは「実施してもいいんじゃないか」と言っているわけですね。2018年の調査に比べると、こちらはあまり増えてははいませんが、レズビアンカップルに人工授精で子どもを持つという方法を実施してもいいのかというふうに聞くと、問題ないという方が2018年よりも増えてきて、ほぼほぼ今、認められている方法(トランス男性夫婦が提供精子による人工授精で子どもを持つこと)と同じぐらいに肯定感は上がってきているということが分かります。



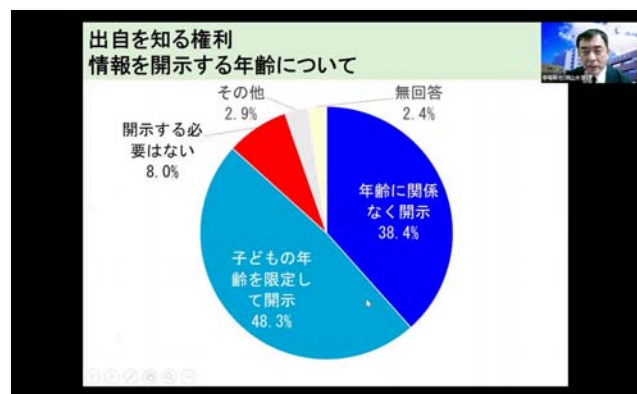
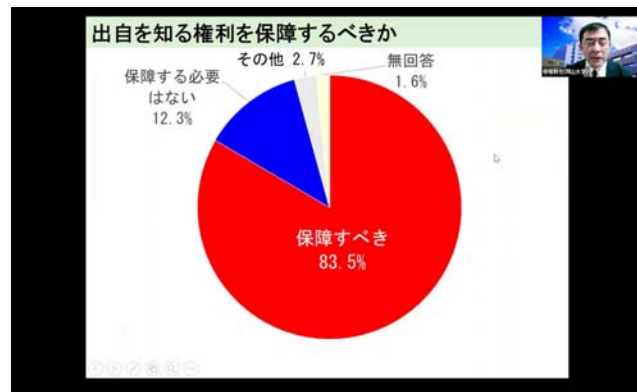
それから、実際にトランス男性やレズビアンカップルの方が受診して来ているのかと聞いています。この調査における施設というのは大きい施設です。個人病院のほうが、もっと来ているかと思いますが、大きな施設だけ見てもこのような状況になっています。特にレズビアンカップルが来られて治療したいと言われている方というのが、トランス男性の例よりも多くなっています。ですから、そんなに珍しいことではなくなっているということも分かると思います。「(このような生殖医療を)やっていますよ」という施設、個人病院も入ると実際にはもっと多いと思いますけれども、大きな施設だけで言うと16施設あるということです。レズビアンカップルに対しての精子提供のように人工授精をして子どもが生まれるということが、大きな病院でも行われています。ですから、個人病院も入ると、もっと多いんじゃないかと思われます。



このような病院があるからこそ、医療の中で安全な形でできているわけですが、もし罰則規定ができてしまうとどうなるかと聞いています。そうすると「誰も実施しなくなる」と政府は思われているかもしれませんが、同じように思っている先生方はそう多くはなくて「渡航してやるんじゃないか」「罰則があっても実施してくれるような施設に行くんじゃないか」とか。あるいは、我々も外来で話を聞かことがあります「SNS上で取引をしたり、海外の精子バンクから取り寄せるんじゃないか」と、現場感覚としては考えを持っていることがわかります。これはもう実際に起きていることですので、法案が進んでいくということになると、特に安全性を担保してやっていた方たちがリスクの高いような方法を取らないといけなく、あるいは海外に行くようなお金がかかるようなことをしていけないといけなくということもあるので、やっぱり問題

があると思います。

2022年の生殖医療民法特例法のときも「LGBTQ当事者はどうなるのか」ということを書いたりしましたけれど、また同じことが今起きているわけですね。またずっと棚上げになったまま長い間放置されるというのも、すごく問題があります。先ほど見ていただいたように、比較的保守的な方々でも、LGBTQ当事者が子どもを持つことに対する肯定感はすごく上がってきているということです。



それから、今までの議論があったので、調査の中で1個だけデータを持ってきました。保守的な方たちの中でも出自を知る権利を保障すべきという方がほとんどですし、出自を知る権利、情報を開示する年齢も18歳じゃないといけないのかと聞くと、年齢に関係なく開示した方がいいんじゃないかとおっしゃる先生方が4割ぐらいいます。「年齢を制限したほうが良い」という方の中でも18歳という方が6割、あとの4割は、もうちょっと若い方でもいいんじゃないかと言っています。実際には、もっと若い時からでもいいんじゃないかという方が多いということが分かるデータです。いろんなデータを見ながら参考にしていただいて、もうちょっと熟考してから、法律の方は決めていただいた方が良いのではと感じるところです。

実際に生まれているお子さんがおられるわけですから、その方たちが、この法律によってつらい思いをされないということは重要なことだと思います。

◆えす（リプロ・アクセス東大有志）

リプロ・アクセス東大有志のえすと申します。リプロ・アクセス東大有志は、特定生殖補助医療法案に危機感を覚えた東大生が友人同士で集まって設立した団体です。今回は、この法案が現在のまま成立してしまうと、若年層の性的マイノリティの人生の選択肢がいかに狭められ、悪い影響を受けるかについて、お話をさせていただきたいと思います。

若い世代の性的マイノリティは、自分の人生をどのようなものにしていくかを、これから考えて選び取っていく立場にあります。人生設計の選択肢には何があるのでしょうか。誰と生きていくのか、いかないのか。これはもちろん、一人で生きていくことも含みます。それから、子どもを持つのか、持たないのか。本来ならばこうした人生の選択肢、将来のビジョンは誰もが自由に想像できるもののはずです。しかし、現行の特定生殖補助医療法案が成立してしまうと、若年層の性的マイノリティの将来の選択肢が大きく狭められてしまうことになります。子どもを持つことを想像することすらできなくなるかもしれません。特定生殖補助医療を受けることに対して罰則規定の定められたこの法案が今のまま成立してしまうと、戸籍上の性別が女性同士のカップルは事実上、特定生殖補助医療によって子どもを持つことができなくなります。

すると、何が起こるのでしょうか。例えば、あるレズビアンの高校生が今後の人生について考えようとする際に、自分が子どもを産んで育てる、という選択肢を実現可能なものとして考えることすらできなくなるかもしれないのです。

考えすぎだと思いいになるのでしょうか。現在の日本では戸籍上の性別が同性同士である二人は結婚することができません。同性婚が法制化されていればともに生きることを選んでいたかもしれない人々が「女同士では結婚できないから」と、大切な人とともに生きることを諦める。人生の選択肢から外してしまう。そのような例は枚挙にいとまがありません。法律は人々の人生の在り方、人生の選択肢を規定する側面を持っているのです。

この法案が通ってしまえば、女性同士のカップルは、子どもを産んで育てることを人生の選択肢から奪われてしまうことになります。子どもを産み育てることを、想像することすらできなくなるかもしれないのです。法律には、本来多様であるはずの人々の生き方や在り方、そして考え方を、その法律によって「かくあるべし」と定められた一つの方向に向かわせてしまう強い力があります。人間の在り方や考え方を規定する側面を法律が持っていること。このことを再度認識していただき、若い世代から人生の選択肢を、想像力を、奪わない法案へと修正していただきたいと切に願います。

◆井田奈穂（一般社団法人あすには代表理事）



私ども「一般社団法人あすには」は、選択的夫婦別姓の実現を求めて現在全国に約900名のメンバーがおります。実際その中にも事実婚のカップル、そして不妊治療の体験者なども非常に多く含まれています。今回、私たちがこの法案に接して、一番ショックを受けたことについてお話をさせていただきます。

改正の問題によって法律婚ができない、自分のアイデンティティの上半分をもぎ取らなければ、この国では結婚ができません。苗字を変えることに対して、非常に不利益を感じる人たちもいるので、その人たちの中には法律婚を避けて婚姻届が出せず、事実婚になっている人たちもいます。そして、そのまま不妊治療を受けている方の中には、今の治療が犯罪になってしまうのなら、子どもを持つことを諦めなければならないのか、あるいは違法な方法で生まれた子という社会的な烙印を押されてしまうようなことになってしまうのではないかと、そういった恐れを感じる人たちがいると感じています。

そして、誰が提供型特定生殖補助医療を受けられる対象を、法律婚夫婦に限定しようとしているのか。これは、私が議員さんから又聞きであったりですか、そういった特定できない情報源から得た情報として聞いていただければと思います。

ここから申し上げることについては、差別発言が含まれますので、お聞きになりたくない方は私のプレゼンを、この後からは聞かないでいただけると嬉しいです。

選択的夫婦別姓や、同性婚、LGBTQ+の権利保障については、やはり宗教的なバックグラウンドを持つ保守派の方々が非常に強く反対をされています。その中には、皆さんご存知かもしれませんが、2021年に、神社本庁と神道政治連盟から、夫婦別姓同性婚パートナーシップLGBTQという冊子が配布されました。これは自民党の中で当時200人ほど加盟している神道政治連盟の国会議員懇談会の中で、読み合わせが行われました。どのような内容が含まれていたかというと、同性愛は後天的な精神の障害または依存症である。婚姻は、子どもや社会の利益のためにカップルによる性行為、出産、子育てが責任を持ってなされるように社会が承認する制度であり、婚姻とは男女が子どもを産み育てる環境を整えるための制度である。行き過ぎた個人主義が国体を弱体化させ、社会秩序を乱し、子どもに悪影響を与える。このようなことが書かれていました。非常に差別的な内容だったので、反対のデモなども起こりましたが、この特定生殖補助医療法案につままして罰則規定を設けようということの動きの背景には、このようなLGBTQ理解増進法への“バックラッシュ”とも言われているのですが、同性愛のような障害を持つ人間や、氏を同じくしないような社会原

理に外れたような家族、夫もないような独身女性に婚外子を産み育てるような事態を認めれば、日本の社会秩序が乱れ弱体化するという、これは、私ははっきり言って優先思想に基づいているのではないかということを非常に強く感じています。

一部の人をその属性を持って不妊化するという非人道的な国策、先ほど皆様からのご指摘があったように、旧優生保護法、あるいは戸籍上の性別変更要件について行われていました。これと同じように、今後、生殖補助医療で特定の家族にのみ子どもを持つことを許し、それ以外のマイノリティの人たちには持つことを許さないとすると、これは将来的には司法の場で違憲という判決が出るような状況になるのではないかという風にすごく危惧しています。

私たちのメンバーの中にはグローバルチームというものがあまして、ベルギー在住のジャーナリストに調べていただいた内容を共有させていただきま
す。このような生殖補助医療の規制が厳しくなった場合、各国ではどのように
なっているかというのを横断的に調査してもらったものになります。

アメリカやイギリス、フランスなどは、生殖補助医療などは合法ですが、一部の国ではかなり規制が激しくなっている、というような部分があります。生殖補助医療の需要が顕在化している中で、むやみに禁止したり罰則化してみても問題の解決にはならず、医療がアングラ化するという状況が生まれていることが分かります。例えば、欧州で生殖ツーリズムが増大しています。そして、2016年データで、欧州人の2万5千人が国境を越えて生殖治療を受けに海外へ行っているという状況があります。生殖医療ツーリズムが起こりそうな国、日本ではすでに臓器移植やトランスジェンダーの性別移行手術、あるいは美容整形などでツーリズムが起こっていますが、行政がそれを是正する動きがないということで、例えば、タイ、インドネシア、韓国、アメリカなどの調整が必要になってくるかと思われます。

イタリアなどでは、不妊治療の対象から独身女性、LGBTQカップル(結婚していても)を除外をしています。2024年に、40代の独身イタリア人女性が、イタリア憲法及び欧州人権規約に反すると裁判を起こしています。またイタリア人の多くはスペイン、ベルギー、スイスなどで治療を受ける生殖ツーリズムを生んでいるというような状況があります。これも、日本と同じく、カトリック原理主義あるいは極右保守の方々が非常に規制を強くしている結果と言われています。

また、中国なども、卵子凍結が禁止されているので社会問題化していたりですとか、あるいは精子・卵子に関してオンライン売買プラットフォームの横行などが起こっている部分があります。例えばFacebook、マッチングアプリのような、簡易な精子提供希望者アプリなどが蔓延しているという状況が見られます。

例えば、英国、米国、オーストラリア、お金がかかりすぎる国、あるいはドナーが少なく待機が非常に長い国などもあります。こういったところでは闇市場的なプラットフォームが多数存在しているという問題が起こっています。こういったもので、ドキュメンタリーなども作られていたりします。

また、香港などでは非正規クリニックでのドナー卵子、受精卵の市場が活性

化し、安全性や法的権利搾取などの懸念なども非常に心配をされているという状況になっています。この他、非衛生的・非医療的方法による遺伝子の異常、感染症などの多発の問題などもアフリカで起こっています。また、卵子の売買搾取なども、旧東欧諸国などで行われているという風に言われています。

このような状況があるのにもかかわらず、中途半端、あるいは過度に厳しい法律は弊害を生むことが他国の例からも既に明らかです。厳罰することなく、バランスの取れた倫理的に十分に検討された法整備と、悪質で過度な医療ツーリズムを生まない外国とのコーディネーションが必要であるという風に言われています。このような状況から、やはり、私たちは一部の人に産むことを許し、それ以外の人には許さないというような差別的な規定というのには反対し、この法案の修正を求めます。

◆佐藤倫子（弁護士）



私は『結婚の自由をすべての人に』訴訟、いわゆる同性婚訴訟の代理人や、同性婚の法制化を目指し国会議員へのロビー活動をしている弁護士の立場からお話をします。女性カップルが実際どのように子供を設けているのか、私は正直、これまで全くと言っていいほど知りませんでした。極めてセンシティブなプライバシーですので、当事者に尋ねるといこともしてきませんでした。ですから、女性カップルが子どもを持つにあたり、特定生殖補助医療を利用できるという選択肢がいかに重要であるかということも、今回の法案が現実のものとなってきた段階になって初めて、当事者からお聞きし知るに至りました。もしこの法案がこのまま成立してしまえば、子どもを授かりたいのにそれがかなわなくなる女性カップルが確実に多数生じます。

先日、大阪高裁は、唯一の合憲判決だった大阪地裁判決を覆し、同性カップルも異性カップルと同じ法律婚制度に包摂されなければならないと判示しました。これにより、5つの高等裁判所の判決が出そろい、法律上同性のカップルが結婚できないことは憲法違反だということが明確になりました。しかし、国は相変わらず最高裁判決まで注視するというだけで、同性婚の法制化に向けて全く動いていません。最高裁判決が来年になるのか、再来年になるのかも分かりません。また最高裁判決が出たからといって、すぐに結婚できるようにはなりません。そんな中、この法案がこのまま通ってしまえば結婚できる異性カップルはこれまで通り、特定生殖補助医療を利用して子どもを設けることができ

るのに、結婚できないことが違憲であるにもかかわらず、結婚できない同性カップルは将来結婚ができるようになるまで、そしてそれもいつ結婚ができるかもわからない状態のまま、何年も子供を授かることができない状況に耐え続けなければなりません。このような状況に当事者を置くのは残酷だと思います。

同性カップルが結婚できないのは違憲であると明らかになっているにもかかわらず、国会が何らの法整備もしようとしない、その国会が婚姻できないことによって生じる著しい不利益を新たに生み出すということは同性カップルの不平等をさらに大きくし、現状の違憲性をより強めるものであり、許されないと私は考えています。

参加者の方からのコメント

19名の登壇者による発言内容のご紹介に続き、当日のチャット欄を通じて寄せられた参加者の方からのコメントを3つ掲載します。

◆1人目のコメント

今回はこのような会を開いていただきありがとうございます。私は今、妊娠・出産などは考えていませんが、今後パートナーと子どもを授かりたいと思う以上、他人事ではないなと感じ、参加させていただきました。なぜ18歳まで開示できないのか、罰則を定めた理由はなど、疑問に思うことがたくさんあります。法案成立に関わる方々に、当事者抜きで当事者のことを考えないでほしいということが伝わりますように。

◆2人目のコメント

選択的シングルマザーです。不妊治療の末に、精子提供で第一子を授かりました。2ヶ月半の子供を寝かしつけ、今このウェビナーを聞いています。子どもが生きづらい世の中、また私自身が精子提供で出産したことを隠すことになる社会になっていくかもしれないことに絶望しています。目の前でずやすと眠る子を見守りながら涙が止まりません。リプロダクティブヘルスライツ、性や生殖に関する健康と権利が我々にはあります。法案の見直しがされることを強く望みます。

◆3人目のコメント

海外の機関を利用した際に、その機関が本法律に反した事業を行っていたら、利用者が罰せられるという可能性があるという話も気になります。日本国籍を持っていても、仕事で海外に駐在している間に、海外では当たり前卵子・精子バンクなどを利用する機会がある人はいると思います。通常、国籍に関係なく、その時に住んでいる国の法律に従うことが一般的だと思いますが、その国では違法行為でなくて、日本国籍があるということだけで罰せられるというのは行き過ぎだと思います。

さいごに

イベントの司会を務めてくださった臨床心理士・公認心理師のみたらし加奈さんからはコメントを、そして、ふぁみいろネットワーク共同代表の戸井田かおりさんから今後の行動に関する具体的な呼びかけをいただきました。

◆みたらし加奈さん



これまで司会をさせていただきましたが、最後に私からも一言お伝えさせてください。私自身も同性のパートナーと生活をしていた時に、何度もライフステージに悩み、手放さなければならないことが多くありました。どうか誰かの生きていく道や希望を阻害するのではなく、権利を保障する法案であってほしいと願います。そもそも法律というものは、生活して日々を営んで人生を送っている人々を想定したものでなければ意味がありません。

今日お話ししてくださった皆さんや、登壇されていない当事者の方の声をどうか反映してほしいと思います。先ほどのリレートークにもあったように、網目からこぼれ落ちてしまう人たちが想定された法案として審議されてほしいと感じています。

◆戸井田かおりさん



法案がこのまま成立するのは問題だというふうに思っていた方をお願いしたい緊急アクションが4つあります。

1つは、立憲民主党の議員に、今国会で審議入りしないでほしいと言うこと、法案の見直しを求めることです。情報によると、法案は来週4月14日から16日の間に、参議院を通過してしまう可能性があるかと聞いています。すでに自民・公明・維新・国民の4党で提出されてしまっている法案について、野党第一党である立憲民主党が審議入りを容認するかどうかで、法案が成立してしまうかが分かります。

立憲民主党では明日4月10日の朝8時40分から、党内で法案についての姿勢が取りまとめられるそうなので、今日明日のなるべく早い時間に立憲民主党の参議院の幹部である斎藤嘉隆議員、水岡俊一議員、田中雅代議員、徳永エリ議員、そして政調会長の重徳和彦議員に、電話やFAX、難しければメールで審議入りしないでほしい、法案を見直してほしいというメッセージを、ご自身の思いとともに送っていただけたら嬉しいと思います。この後、それぞれの議員のウェブサイトのURLをチャットで流します。

2つ目はすでに法案を提出している自民・公明・維新・国民の議員に、法案見直しを求めるメッセージを伝えることです。

特に、主要な議員である、自民党の古川俊治議員、公明党の秋野光造議員、日本維新の片山大介議員、国民民主党の伊藤孝恵議員に、電話やファックスメールなどで法案の見直しを求めるメッセージを、こちらも自分自身の思いとともに送っていただけたらと思います。上記4名のウェブサイトのURLも、チャット欄に流します。

3つ目は署名です。現在change.orgで、国会で提出されている『特定生殖補助医療法案の修正を求めます』という署名が行われています。こちらにぜひ署名をお願いいたします。こちらもチャット欄にURLを流します。

最後、4つ目がSNSへの投稿です。この法案がいかに問題があるかということや、法案を審議入りさせるべきではないということ、法案の見直しを求めるといったことなどハッシュタグ『特定生殖補助医療法案の見直しを求めます』をつけて、SNSに投稿していただけるとありがたいです。今国会で法案が成立してしまうかどうかという佳境に、今、差し掛かっています。この法案で、子どもの権利や、不当に生殖の権利を奪われる人が出るということを皆で食い止められたらと思います。

ぜひ皆さんのお力をお貸しください。よろしくお願いいたします。

本記事では、2025年4月9日に開催された「特定生殖補助医療法案の見直しを求める緊急オンラインイベント」の内容を記録として掲載しました。登壇者19名による発言、および当日参加者から寄せられたコメントの一部を紹介しています。法案をめぐる動向や各登壇者の見解、当日共有された情報についての記録として、参考にしていただけますと幸いです。